ケア輸送委員会 会議次第

令和元年９月１０日
全　タ　ク　連
自　動　車　会　館

１．開　　会　　午後１時３０分

２．漢 委 員 長 挨 拶

３．講　　演
「地域交通を巡る諸情勢について」
国土交通省自動車局旅客課
地域交通室長　　高　橋　芳　則　　氏

４．「JPN TAXI 乗降フォロー研修実施状況　等」
トヨタ自動車株式会社 Toyota Compact Car Company TC製品企画
主幹　　木　原　哲　郎　　氏

５．「ＵＤタクシー向け賠償責任保険」のご案内
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 本店営業第一部
担当課長　　橋　本　英一郎　　氏

６．神 谷 理 事 長 報 告
「最近のタクシーを巡る情勢について」

７．資 料 説 明
・ケア輸送を巡る最近の情勢について

【会議資料】
資料１　　ユニバーサルドライバー研修実施状況
資料２　　ユニバーサルドライバー研修 都道府県別講師登録者数及び認証団体数

ケア輸送委員会

◎ 委員長　　○ 副委員長

局名	協会名		氏名	会社名	会社役職名	
北海道	北海道	○	入江　義智	東邦交通(株)	常務取締役	
東北	青森		三浦　浩	八戸タクシー(株)	社長	
	岩手		平松　篤	スクー(株)	社長	
	宮城		野村　浩也	(株)栗原観光タクシー	社長	
	秋田		小石　和弥	光タクシー(株)	社長	
	山形		今村　元一	(有)今村タクシー	社長	
	福島	○	高橋　良和	クラブ自動車(株)	社長	
関東	茨城		荒井　忍	三和交通(有)	専務取締役	
	栃木		鉢村　敏雄	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
	群馬		堀口　直行	上信ハイヤー(株)	社長	
	埼玉		明野　真久	昭和タクシー(有)	社長	
	千葉	○	武藤　厚	(有)武藤自動車	社長	
	東京	○	町田　栄一郎	三幸自動車(株)	社長	
	東京		信山　重広	つくば観光交通(株)	取締役副社長	
	神奈川		菊池　尚	逗子菊池タクシー(株)	社長	
	山梨		三浦　政秀	富士急山梨ハイヤー(株)	取締役	
北陸信越	新潟		小川　浩司	相互タクシー(株)	社長	
	富山		笹嶋　昭五	富山交通(株)	営業・総務次長	
	石川	○	酒谷　正人	(株)高浜タクシー	社長	
	長野		巾崎　繁和	おんたけタクシー(株)	社長	
中部	福井		清水　康弘	鯖江タクシー(株)	社長	
	岐阜		澤田　幸博	新太田タクシー(株)	社長	
	静岡		加藤　高立	千代田タクシー(株)	社長	
	愛知		松浦　秀則	あおい交通(株)	社長	
	愛知	○	石川　優	中川タクシー(株)	会長	
	三重		森本　臣紀	嬉野タクシー(有)	会長	

局名	協会名		氏名	会社名	会社役職名	
近畿	滋賀		濱田 隆久	(一社)滋賀県タクシー協会	専務理事	
	京都		仁ノ岡 栄治	関西タクシー(株)	社長	
	大阪	○	暮部 光昭	日の丸ハイヤー(株)	社長	
	大阪		出口 城二	サンキュータクシー(株)	社長	
	兵庫		梁瀬 康昭	ユニヴァーサルタクシー(株)	社長	
	奈良					
	和歌山		豊田 英三	ユタカ交通(株)	社長	
中国	鳥取		福坂 康司	米子第一交通(株)	取締役所長	
	島根		立脇 等	松江一畑交通(株)	社長	
	岡山	○	西下 祐司	平和タクシー(株)	取締役副社長	
	広島		山田 康文	アサヒタクシー(株)	社長	
	山口		吉積 久明	福川第一交通(株)	社長	
四国	徳島		東丸 定子	(有)東丸タクシー	社長	
	香川		山下 勝久	(有)大和タクシー	社長	
	愛媛	○	岡本 武夫	(有)第一タクシー	社長	
	高知		明石 健市	御国ハイヤー(有)	社長	
九州	福岡		永谷 麻佐雄	北交大和タクシー(株)	社長	
	佐賀		三枝 茂利	(有)有田タクシー	社長	
	長崎		四元 永生	元船光タクシー(株)	社長	
	熊本		小山 剛司	(株)産交タクシー	社長	
	大分	◎	漢 二美	大分シティタクシー(株)	社長	
	宮崎	○	後口 昌賢	宮崎タクシー(株)	社長	
	鹿児島		山元 勝志	(株)山元交通	常務	
	沖縄		金城 哲	ときわ交通(合)	代表社員	

2019年9月10日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
ケア輸送委員会　委員各位

東京海上日動火災保険株式会社
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

『UDタクシー向け賠償責任保険』のご案内に際しまして

拝啓　時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。弊社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

『UD タクシー向け賠償責任保険』の制度普及に関しまして、多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。本保険制度は、このたび、制度発足から２年目をむかえますが、さらに広く、会員企業様にご周知のうえ、企業様の事業活動の安全・安心にお役立ちしてまいりたい所存でございます。

つきましては、各都道府県協会を代表されますケア輸送委員の皆様より、下記の通りご意向を確認させていただきたく存じます。お手数をお掛け致しますが、必要事項をご記入のうえ、取扱代理店：東京海上日動あんしんコンサルティング(株)へ FAX (03-3243-7037)、またはお電話 (03-3243-7022　担当：橋本）をいただけますと大変幸いです。

敬具

記

1．　ご案内パンフレットにつきまして

パンフレットを希望される場合は、以下の情報をご教示くださいますよう、よろしくお願い致します。ご郵送にてお送り申し上げます。

必要部数　（部）	
ご送付先　（ご住所）	
ご送付先　（ご担当者様名）	
ご送付先　（ご連絡先）	

2．　説明会の開催につきまして

会員企業様へのご説明会をご希望される場合は、何なりとご用命いただけたら大変幸いです。
担当者よりご連絡のうえ、日程・内容等の調整させていただきたいと存じます。

開催希望日　（または時期）	
ご担当窓口　（ご担当者様名）	
ご担当窓口　（ご連絡先）	

以　上

令和元年8月作成

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会　推奨

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会　第一種会員協会加盟企業の皆様へ

『UDタクシー向け賠償責任保険』のご案内

UDタクシーにおける
乗降介助時のリスクを補償！

取扱代理店　：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
保険加入要件：一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
第一種会員協会加盟企業
保険期間　　:2019年10月1日午後4時～2020年10月1日午後4時

UDタクシー向け賠償責任保険について

本保険の特色

1. 東京海上日動火災保険（株）が、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会第一種会員協会への加盟企業様向けに**自動車保険の対象とならない「UDタクシーにまつわる業務の事故」**の損害保険として開発した商品です。

2. **UDタクシーにまつわる業務の事故（例：車いすを転倒させ乗客にケガをさせてしまった・乗客の荷物を運び入れる際に落として破損させてしまった）における損害賠償金等を補償**します。
   ※自動車の運行等に起因する事故につきましては補償の対象となりません。

3. 被保険者の過失の有無に関わらず**被害者へのお見舞金**も支払われます。
   （支払限度額1万円　対人事故に限ります。）
   支払事例：車イスの介助後、お客様が首に痛みを訴え病院で治療を行った。
   乗降介助との因果関係は分からなかったが見舞金をお支払いし事態を収めた。

4. **ご契約時に所有するUDタクシーの台数**にて保険料を算出。
   ご加入後、UDタクシーの所有台数が増減しても、ご契約期間中の保険料増減はありません。
   なお、ご申告頂いた保険料算出基礎数字が不足していた場合は、不足分の割合により保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

5. **団体契約者を全国ハイヤー・タクシー連合会とする団体契約**となります。
   標準プランの月額保険料は１台あたり８０円！（充実プランもご用意しております）

団体契約者

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会

本保険の対象者

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会第一種会員（47団体）協会への加盟企業

被保険者（この保険契約において補償を受けることができるのは次の方となります。）

a.	記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者）
b.	記名被保険者の使用人
c.	記名被保険者の理事･取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合）

対象となる車両

国が認定した標準仕様ユニバーサルデザインタクシー

【具体例】　トヨタ：JPN　TAXI　　日産：NV200

保険金をお支払いする主な場合

被保険者がUDタクシーにまつわる業務に起因して第三者（お客様等）の身体や財物に損害を与え法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に支払うべき損害賠償金等をお支払いします。また第三者から預かった財物に対し、取扱いの不備・管理の不注意などにより損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に被害者に支払うべき損害賠償金も対象となります。さらに社会通念上妥当と認められる初期対応費用に対しても保険金をお支払いします。（見舞金は対人事故に限る）
ただし**自動車の運行等に起因する事故につきましては補償の対象となりません**。

●事故例

【対人事故】
・車イスを押している際に誤って転倒させてしまい、お客様に怪我を負わせてしまった。
・お客様の搭乗を介助しようと肩をかしていたところ、誤ってけがをさせてしまった。
・車イスの操作を誤り、第三者にケガを負わせてしまった。

【対物事故】
・車イスを壁にぶつけ、車イスを破損させてしまった。
・車イスを施設のドアにぶつけてしまい、ドアを破損させてしまった。
・預かった荷物をトランクへ運び入れる際に落として破損させてしまった。
・一時保管していたお客様の手荷物が盗難にあった。
※支払限度額10万円　免責金額5千円　現金・宝石等の貴重品を除きます。

お支払いの対象となる保険金の種類

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した際に被保険者が負担する事故現場の保存、写真費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用
⑦人格権侵害による損害賠償金	業務の遂行もしくはその結果、不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害賠償金
⑧管理下財物損壊等による損害賠償金	仕事の遂行に起因する管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取について被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して負う損害賠償金

保険金のお支払い方法

前頁①　法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただしご契約された支払限度額がお支払いの限度となります。

前頁②～⑤の費用

原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、左記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

前頁⑥　初期対応費用

社会通念上妥当と認められる次の初期費用に対して、ご契約された支払限度額を限度に保険金を支払います（補償対象となりうる事故が発生した際に支出するものに限ります。また結果として被保険者に賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。）

a.事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査の費用
b.事故現場の取り片付け費用
c.被保険者の役員・使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等
d.通信費
e.対人事故が発生した場合の被害者への見舞費用（香典や見舞品の代金、見舞金等）
f.新聞等へのお詫び広告掲載費用

前頁⑦　人格権侵害担保特約

口頭・文書・図画等による表示や不当な身体の拘束により、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合の損害賠償金をご契約された支払限度額を限度にお支払いします。

前頁⑧　管理下財物損壊等担保特約

仕事の遂行に起因する管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。

ご契約期間（保険期間）

1.ご契約期間（保険期間）は、**2019年10月1日午後4時～2020年10月1日午後4時までの1年間**です。（このご契約期間（保険期間）中に日本国内で発生した事故について保険金をお支払します。ただし、本保険に最初に加入された日以降に発生した事故に限ります。なお、事故が発生した時点で加入している契約の補償内容で補償されます。）

2.本保険に途中からご加入頂く方のご契約期間（保険期間）は、中途加入申込締切日（毎月15日）の属する月の翌月1日午後4時～2020年10月1日午後4時までです。

3.途中で本保険より脱退（解約）される場合、脱退日（解約日）当日から本保険の補償はなくなります。また、引受保険会社が定める短期料率表に従い保険料精算を行います。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。

①保険契約者または被保険者の故意

②被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任

③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

④自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理

⑤戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮

⑥被保険者の同居の親族に対する賠償責任

⑦排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任

⑧医療行為等法令により特定の有資格者以外が行うことが禁じられている行為

⑨販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故

⑩施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事

＜管理下財物損壊等担保特約条項＞

当会社は、管理下財物が次のいずれかに該当するものである場合は、その損壊等による損害に対しては、保険金を支払いません。

①　記名被保険者またはその法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。）

②　記名被保険者またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら仕事以外の目的のために使用する財物

③　貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます）、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物

④　記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物（仕事の遂行のために借りている従業員宿舎、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。）

⑤　記名被保険者が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物（工事用仮設物の材料を含みます。）

⑥　記名被保険者が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊等が作業場（仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。）の内部において発生したものである場合には適用しません

＜人格権侵害担保特約条項＞

・最初の行為が保険期間の初日に行われ、その継続または反復として行われた不当行為

・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為

・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます）

・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等

補償内容・保険料

①標準プラン

対人賠償	1名支払限度額	1,000万円
	1事故支払限度額	3,000万円
	1事故免責金額	0円
対物賠償	1事故支払限度額	500万円
	1事故免責金額	0円
初期対応費用担保特約	1事故支払限度額	100万円
	見舞費用支払限度額	1万円
管理下財物損壊等担保特約	1事故支払限度額	10万円
	1事故免責金額	5千円
人格権侵害担保特約	1名・1事故保険期間中支払限度額	100万円
1台当たり年間保険料		960円

②充実プラン

対人賠償	1名支払限度額	1億円
	1事故支払限度額	1億円
	1事故免責金額	0円
対物賠償	1事故支払限度額	500万円
	1事故免責金額	0円
初期対応費用担保特約	1事故支払限度額	100万円
	見舞費用支払限度額	1万円
管理下財物損壊等担保特約	1事故支払限度額	10万円
	1事故免責金額	5千円
人格権侵害担保特約	1名・1事故保険期間中支払限度額	100万円
1台当たり年間保険料		1,800円

保険料算出方法

年間保険料（円） ＝ UDタクシー全所有台数 × 1台当たり年間保険料（円）

ご加入手続きおよび保険料のお払込み

1.ご加入手続き

①2019年10月1日からご加入頂く場合

保険期間：2019年10月1日午後4時～2020年10月1日午後4時

別紙加入依頼票にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書（コピー）を同封頂き、**2019年9月20日まで**に次ページの加入依頼票送付先宛にお送りください。

②中途でご加入いただく場合

保険期間は申し込み月の翌月1日から2020年10月1日午後4時まで

中途加入の場合の保険料は加入月に応じた月割となります。

別紙加入依頼票にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書（コピー）を添付の上、**加入希望月の前月15日必着**で下記加入依頼票送付先宛にお送りください。15日以降の場合は翌々月1日保険開始となります。

保険料払込期日	保険開始日	標準プラン 1台あたり年間保険料（円）	充実プラン 1台あたり年間保険料（円）
2019年　9月 20日（金）	2019年 10月 1日	960	1,800
2019年 10月 15日（火）	2019年 11月 1日	880	1,650
2019年 11月 15日（金）	2019年 12月 1日	800	1,500
2019年 12月 13日（金）	2020年　1月 1日	720	1,350
2020年　1月 15日（水）	2020年　2月 1日	640	1,200
2020年　2月 14日（金）	2020年　3月 1日	560	1,050
2020年　3月 13日（金）	2020年　4月 1日	480	900
2020年　4月 15日（水）	2020年　5月 1日	400	750
2020年　5月 15日（金）	2020年　6月 1日	320	600
2020年　6月 15日（月）	2020年　7月 1日	240	450
2020年　7月 15日（水）	2020年　8月 1日	160	300
2020年　8月 14日（金）	2020年　9月 1日	80	150

2.保険料のお払込

①2019年年10月1日からご加入頂く場合

加入依頼票記載の合計保険料を2019年9月20日(金)までに着金するように次ページ記載の保険料振込口座に電信扱（または文書扱）でお振込みください。

②中途でご加入頂く場合

加入依頼票記載の合計保険料を加入希望月の前月15日までに次ページ記載の保険料振込口座に着金するようにお振込みください。

※振込手数料は加入者様のご負担となります。

※加入依頼票、保険料のお振込み期日がともに毎月15日ですが、15日が祝祭日の場合その直前の営業日が期日になります。

保険料払込期日

・1年間加入の場合　　2019年9月20日（金）（着金）

・中途より加入の場合　　加入希望月の前月15日（着金）

※保険料を上記の期日までにお振込み（着金）頂けない場合は、加入月が1ヵ月遅れてしまいますのでご注意願います。上記日付が祝祭日の場合その直前の営業日が期日になります。

加入依頼票送付先

〒103-0027東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ダイヤビルディング8階

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

TEL：03-3243-7022　　FAX：03-3243-7037

保険料振込口座

三菱ＵＦＪ銀行　新丸の内支店　普通

口座名義：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　口座番号：3800053

付保証明書について

全体のご加入件数によっては付保証明書のお届けが、ご加入日から1ヵ月以上かかる可能性がございます。何卒ご了承くださるようお願い申し上げます。

本保険連絡窓口

本保険につき、ご質問のある方は下記までお問い合わせください。

取扱代理店：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

〒103-0027　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ダイヤビルディング8階

TEL：03-3243-7022　　FAX：03-3243-7037

受付時間　平日9:00～17:00

（土日、祝日は除きます。）

※東京海上日動の代理店は保険会社（東京海上日動）との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当課）本店営業第三部　鉄道運輸室

〒100-8050　東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL：03-5223-3232　　FAX：03-3285-0229

受付時間　平日9:00～17:00

（土日、祝日は除きます。）

もし事故が起きたら

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知った時は、遅滞なく東京海上日動火災保険株式会社本店損害一部火災新種損害サービス室まで事故報告書（P13に記載）をご送付ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を削減してお支払する場合がありますので、ご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第１項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第２項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＊代理店には、告知受領権があります。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

（１）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

（２）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

（３）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合　等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済保険が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

＜代理店の業務＞

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険会社破綻時の取扱い＞
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(＊)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
（※）保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

解約

◇解約される場合は、パンフレットなどに記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
◇解約に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払込いただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。
◇この保険は、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会を契約者とし、その第一種会員協会加盟企業の中で本保険に加入した企業を記名被保険者とする施設賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が有します。

個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)　をご参照ください。

東京海上日動の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先（おかけまちがいにご注意ください）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
<一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター>

ナビダイヤル（通話料有料）
0570-022808
IP電話からは03-4332-5241

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土日、祝日、年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

次年度以降の更新契約について

次年度以降の更新につきましては、保険金のお支払状況、引受保険会社全体のお引受実績、再保険マーケット等の変動要素を加味して基本料率の見直しを行う可能性がございます。あらかじめご了承ください。

おわりに

このパンフレットはUDタクシー向け賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。詳細は、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合は、代理店までご請求ください。またその他内容について、ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社におたずねください。

2019年8月作成
19-T02883

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス第一部　火災新種損害サービス室　宛

FAX:03-3515-7504
TEL:03-3515-7503

賠責

UDタクシー向け賠償責任保険　事故受付票

受付日:　　年　　月　　日

0.事故日

事故日	20　年　月　日	事故時間	AM PM　時　分頃

契約内容	証券番号		被保険者名(会社名)	被保険者名(ﾌﾘｶﾞﾅ)
	保険期間	年　月　日～　年　月　日	被保険者住所	〒　－ ☎

1.報告者・事故場所・事故状況

報告者	氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ) 様　☎	届出状況	届出先種類	警察 ・ 消防 ・ その他
			届出日	

事故の内容	事故場所	都道 府県
	事故状況	

2.損害の内容

	被害者	年齢	職業	負傷部位・程度	病院	連絡先	担当者
対人							

	被害物/所有者名	購入時期	購入価格	損害見込額	修理先	連絡先	担当者
対物	/						
	/						
	/						

3.日中連絡先

様
連絡先
希望時間等

連絡事項

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会　御中

FAX番号
03-3243-7037

FAX送信先
東京海上日動あんしんコンサルティング（株）本店営業第一部
担当：橋本

「UDタクシー向け賠償責任保険」加入依頼票

«ご加入時の確認事項»
私は、契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、団体契約者に対してこの保険契約への加入を依頼します。また、私は、パンフレットに記載されている「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ、同意いたします。

※以下太枠内の全てをご記入のうえ、お申込みください。

ご記入日（加入依頼日）	20　年　月　日	保険期間	20　年　月　日 ～ 2020年 10月 1日		
☆会社名 代表者役職 代表者名 （加入者名）	カナ			申込印 ご加入時の確認事項確認印兼用	
住所	カナ 〒　－				
ご担当者氏名		ご担当者メールアドレス	@		
電話番号		FAX番号		加入協会名	協会
（注１）UDタクシー全所有台数	台	加入プラン	□ 標準プラン（１台あたり月80円）	□ 充実プラン（１台あたり月150円）	

※ご加入を希望するいずれかのプランの □ に ☑ をご記入ください。

（注２）保険料払込期日	（注２）保険開始日	標準プラン 1台あたり年間保険料（円）	充実プラン 1台あたり年間保険料（円）
2019年　9月 20日（金）	2019年 10月 1日	960	1,800
2019年 10月 15日（火）	2019年 11月 1日	880	1,650
2019年 11月 15日（金）	2019年 12月 1日	800	1,500
2019年 12月 13日（金）	2020年　1月 1日	720	1,350
2020年　1月 15日（水）	2020年　2月 1日	640	1,200
2020年　2月 14日（金）	2020年　3月 1日	560	1,050
2020年　3月 13日（金）	2020年　4月 1日	480	900
2020年　4月 15日（水）	2020年　5月 1日	400	750
2020年　5月 15日（金）	2020年　6月 1日	320	600
2020年　6月 15日（月）	2020年　7月 1日	240	450
2020年　7月 15日（水）	2020年　8月 1日	160	300
2020年　8月 14日（金）	2020年　9月 1日	80	150

★同様の保険契約の有無について（該当会社のみ）
有りの場合は、その内容をご記入ください。

保険会社名		満期日	
保険商品名		ご契約金額（支払限度額）	

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、ご加入後、☆が付されている事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し保険金をお支払できないことがあります。

（注１）UDタクシー全所有台数とは、本加入依頼票作成日（加入依頼日）時点でご所有の国が認定した標準仕様のユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の全保有台数をいいます。

（注２）保険開始日は毎月1日とし、その前月15日を保険料払込期日とします。15日が土日祝日となる場合は、金融機関等が営業する前営業日とし、詳細は左表をご参照ください。

（ご参考）お支払いいただく保険料について
ご加入に必要な保険料は、以下の計算式によります。

（注１）UDタクシー全所有台数　台　×　1台あたり年間保険料（詳細は左表をご参照ください。保険開始日、プランによって異なります。）　円　＝　保険料　円

以下は、取扱代理店 東京海上日動あんしんコンサルティング（株） にて記入いたします。（加入依頼時にご記入いただく必要はございません。）

「UDタクシー向け賠償責任保険」保険料お振込みのご案内　兼　請求書

取扱代理店　東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

ご加入の申込みをいただき、誠にありがとうございます。ご加入に際しての保険料につきまして、以下のとおりご案内いたしますので、お振込みくださいますようお願いいたします。
本契約の契約者は、一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会　であるため、加入企業様宛に保険料領収証を発行することはいたしかねます。
お振込みいただいた記録等を保管くださいますよう、お願い申しあげます。

ご請求金額	円

（内訳）
「UDタクシー向け賠償責任保険」保険料といたしまして
ご加入プラン　　加入台数
□ 標準プラン　／　□ 充実プラン　　台

保険料お振込先	
銀行 / 支店	三菱UFJ銀行 / 新丸の内支店
口座番号	普通　３８０００５３
口座名	トウキョウカイジョウニチドウアンシンコンサルティングカブシキガイシャ

【お問合せ先】
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　本店営業部　（担当：橋本・菊地）
〒103-0027　東京都中央区日本橋1-19-1　日本橋ダイヤビルディング8F
Tel 03-3243-7022　（平日9:00～17:00）
Fax 03-3243-7037
e-mail taxi-japan@web-tac.co.jp

19-T02883　2019年8月作成

資料１

ユニバーサルドライバー研修実施状況

（平成２３～令和元年度）

令和元年８月末現在

ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会

（事務局：一般財団法人全国福祉輸送サービス協会）

年　　度	回　　数	受講者数（人）	備　　考
平成２３年度	９	４６３	１０月～３月分
平成２４年度	５５	２，０８１	〃
平成２５年度	２３２	４，９７５	〃
平成２６年度	２２１	６，５５２	〃
平成２７年度	２７０	７，５４２	〃
平成２８年度	３９２	９，８２５	〃
平成２９年度	７０３	１７，４７１	〃
平成３０年度	９９７	２３，７２３	〃
令 和 元 年	３４１	７，９９７	４月～８月分
平成２３～令和元年度計	３，２２０	８０，６２９	〃

資料２

ユニバーサルドライバー研修　都道府県別講師登録者数及び認証団体数

令和元年8月末現在

局　名	都道府県	登録者数（人）	取得資格（人）			認　証団体数	局　名	都道府県	登録者数（人）	取得資格（人）			認　証団体数
			A・B	Aのみ	Bのみ					A・B	Aのみ	Bのみ	
北海道	北海道	29	27	1	1	13		滋　賀	10	10			1
	青　森	5	5			1	近	京　都	11	8	2	1	2
東	岩　手	2	2			1		大　阪	21	21			5
	宮　城	6	6			2	畿	兵　庫	22	19	3		8
北	秋　田	4	4			1		奈　良					
	山　形	4	4			3		和歌山	1	1			1
	福　島	5	5			1		鳥　取	11	11			2
	茨　城	4	3	1		3	中	島　根	3	3			1
関	栃　木	9	6	2	1	2		岡　山	13	12		1	3
	群　馬	6	6			1	国	広　島	8	7	1		3
	埼　玉	70	68	1	1	24		山　口	4	3	1		
東	千　葉	21	15	5	1	11		徳　島	2	2			
	東　京	209	198	7	4	46	四	香　川	6	6			2
	神奈川	53	53			28	国	愛　媛	1	1			1
	山　梨	1	1			1		高　知	1	1			
北	新　潟	20	20			8		福　岡	29	26	2	1	12
陸	富　山	5	5			1	九	佐　賀	1	1			2
信	石　川	8	7	1		4		長　崎	8	6	2		2
越	長　野	9	9			4		熊　本	5	5			1
	福　井	1	1			1	州	大　分	12	8	3	1	3
中	岐　阜	16	16			6		宮　崎	6	6			5
	静　岡	31	30	1		10		鹿児島	2	2			1
部	愛　知	56	53	2	1	18		沖　縄	5	5			1
	三　重	3	3			2	**合　計**		**759**	**711**	**35**	**13**	**248**

A：全タク連ケア輸送委員会委員、全福協役員、介護事業所開設事業者、都道府県協会専務、乗務員研修機関講師経験者等、タクシー事業関係者

B：看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、実務経験3年以上ケア輸送士、ヘルパー二級以上資格者、継続3年以上乗務員研修講師経験者